

有機溶剤中毒予防規則（別表）

別表（第二十九条関係）	
<p>(一) 有機溶剤等</p> <p>一 エチレングリ コールモノエチ ルエーテル（別 名セロソルブ）</p> <p>二 エチレングリ コールモノエチ ルエーテルアセ テート（別名セ ロソルブアセテ ート）</p> <p>三 エチレングリ コールモノノ ルマルーブチル エーテル（別名 ブチルセロソル ブ）</p> <p>四 エチレングリ コールモノメチ ルエーテル（別 名メチルセロソ ルブ）</p> <p>五 前各号に掲げ る有機溶剤のい ずれかをその重 量の五パーセン トを超えて含有 する物</p>	<p>項目</p> <p>血色素量及び赤血 球数の検査</p>
<p>(二) する物</p> <p>一 オルトージク ロルベンゼン</p> <p>二 クレゾール</p> <p>三 クロルベンゼ ン</p> <p>四 クロロホルム</p> <p>五 四塩化炭素</p> <p>六 一・四・ジオ キサン</p> <p>七 一・二・ジク ロルエタン（別 名二塩化エチレ ン</p> <p>八 一・二・ジク ロルエチレン （別名二塩化ア セチレン）</p> <p>九 一・一・二・ 二・テトラクロ ルエタン（別名 四塩化アセチレ ン）</p> <p>十 前各号に掲げ る有機溶剤のい ずれかをその重 量の五パーセン トを超えて含有 する物</p>	<p>血清グルタミック オキサロアセチク クトランスアミナ ーゼ（GOT）、 血清グルタミック ピルビククトラン スアミナーゼ（G PT）及びガン マ・グルタミルト ターランスペプチ ダーゼ（γ-GT P）の検査（以下 「肝機能検査」と いう。）</p>
<p>(三)</p> <p>一 キシレン</p> <p>二 前号に掲げる 有機溶剤をその 重量の五パーセ ントを超えて含 有する物</p>	<p>尿中のメチル馬尿 酸の量の検査</p>
<p>(四)</p> <p>一 N・N・ジメ チルホルムアミ ド</p> <p>二 前号に掲げる 有機溶剤をその 重量の五パーセ ントを超えて含 有する物</p>	<p>一 肝機能検査</p> <p>二 尿中のN・メ チルホルムアミ ドの量の検査</p>
<p>(五)</p> <p>一 スチレン</p> <p>二 前号に掲げる 有機溶剤をその 重量の五パーセ ントを超えて含 有する物</p>	<p>尿中のマンデル酸 の量の検査</p>
<p>(六)</p> <p>一 テトラクロル エチレン（別名 パークロルエチ レン）</p> <p>二 トリクロルエ チレン</p> <p>三 前二号に掲げ る有機溶剤のい ずれかをその重 量の五パーセン トを超えて含有 する物</p>	<p>一 肝機能検査</p> <p>二 尿中のトリク ロル酢酸又は総 三塩化物の量の 検査</p>